

売却区分番号	広島局150-2		
見積価額	5,900円	公売保証金	1,000円
財産の表示	<p>1 ケース、箱、修理用工具 Cartier</p> <p>本体 縦 約12.9センチメートル（ボタン部分を除く）</p> <p>横 約14.9センチメートル</p> <p>高さ 約8.9センチメートル</p> <p>裏の印字 CRCO000497</p> <p>外箱 縦 約14.3センチメートル</p> <p>横 約16.1センチメートル</p> <p>高さ 約9.5センチメートル</p> <p>修理用工具 銀色</p> <p>長さ 約4.8センチメートル</p> <p>持ち手部分の幅 約0.3センチメートル</p> <p>2 時計バンドのコマ 金色</p> <p>幅 約1.8センチメートル</p> <p>長さ 約2.9センチメートル</p> <p>厚み 約0.3センチメートル</p>		
保管状況等	広島国税局において保管しています。		
特記事項	<p>財産1は、販売店から、Cartierの正規品と見込まれる旨、聴取しています。</p> <p>財産2は、財産1の中に保管されていたものですが、本体の時計はなく、時計の種類等は不明です。</p>		

売却区分番号	広島局150-2		
見積価額	5,900円	公売保証金	1,000円
	<p>公売財産の下見会は実施しません。</p> <p>中古品です。</p> <p>特に目立った傷等は見当たりませんが、傷や汚れ等がある可能性があります。</p> <p>公売財産の画像は、国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。</p> <p>記載内容は、正確な内容を保証するものではありません。</p>		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p> <p>買受人は、売却決定後、買受代金を全額納付した時に公売財産を取得します。</p> <p>買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。</p> <p>買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。</p> <p>公売財産の引渡しに伴う費用（運送代金等）は買受人が負担してください。</p> <p>公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。</p>		
インターネット	<p>この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。</p> <p>国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。</p>		



売却区分番号

広島局150-2

広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

売却区分番号

広島局150-2

広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

売却区分番号

広島局150-2

広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

売却区分番号

広島局150-2

広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

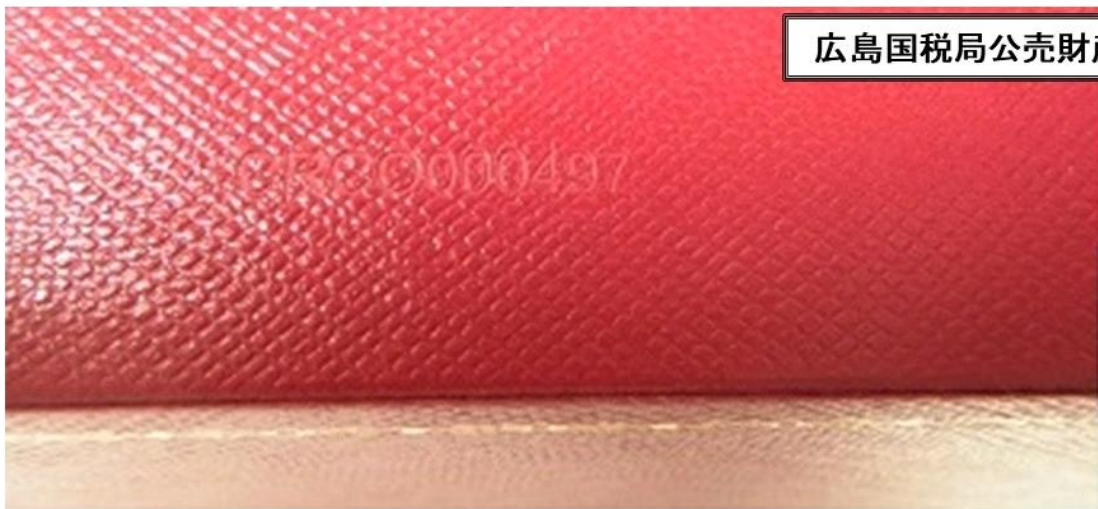
広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。

売却区分番号

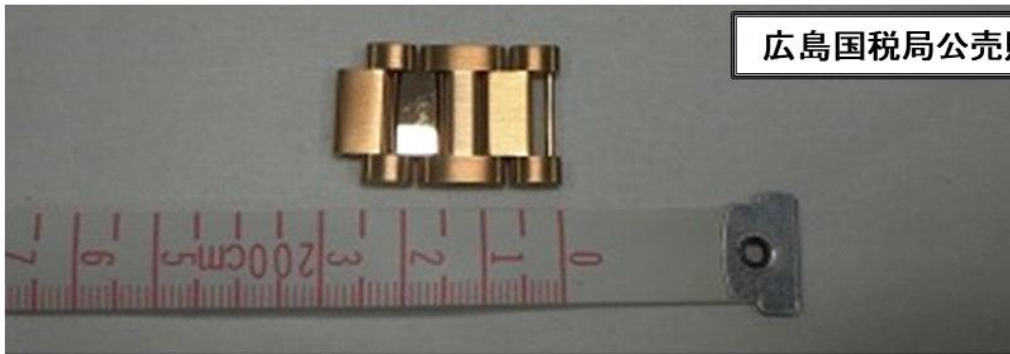
広島局150-2



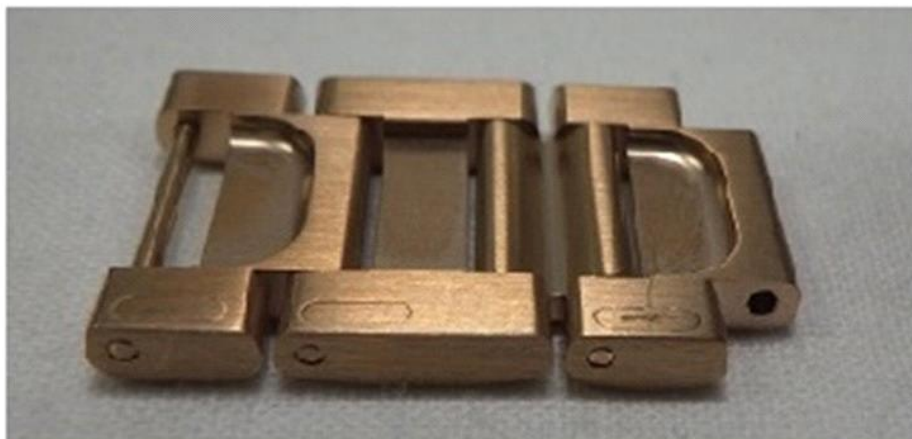
広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。



広島国税局公売財産



※ 著作権法により、画像は90,000画素以下としています。  
※ 国税局職員がデジタルカメラで撮影したものであり、実物と色合いが異なる場合があります。